

## 5. 海岸保全の方向性

### 5-1 基本理念

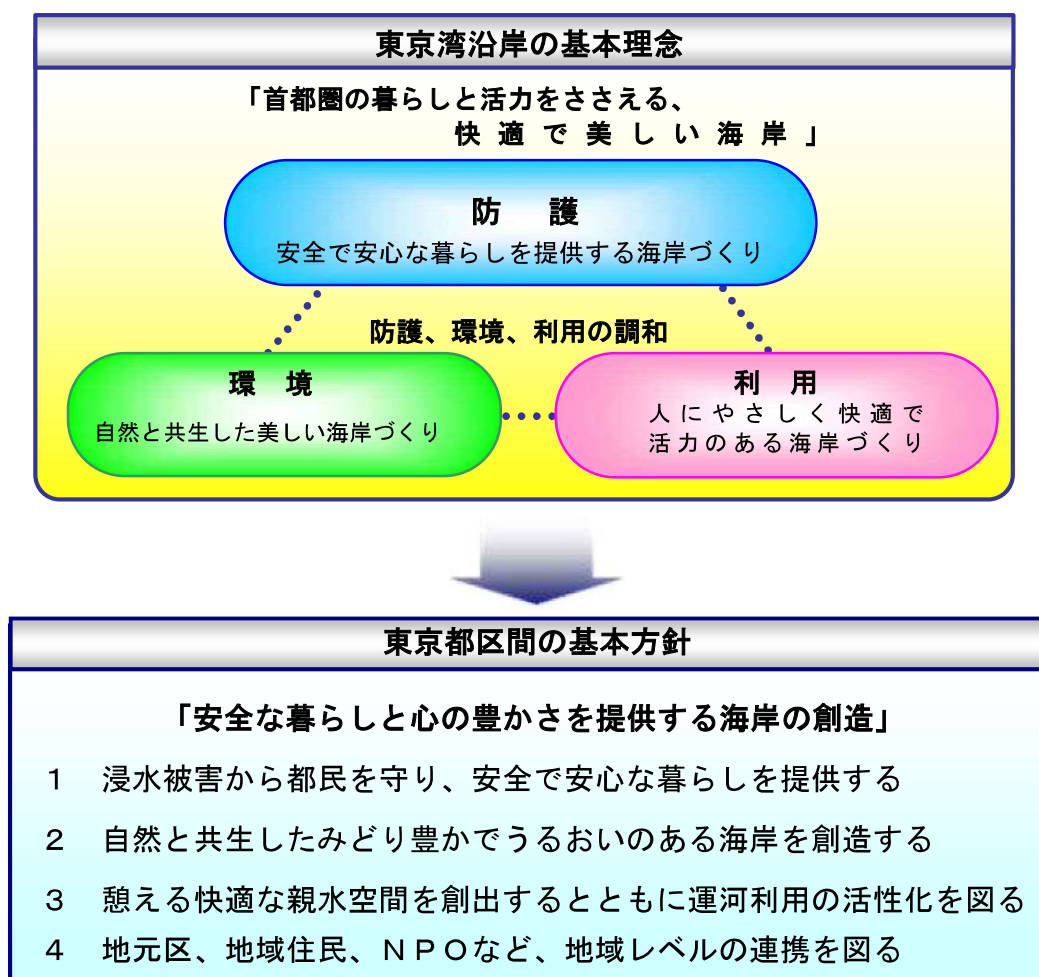
東京湾沿岸においては、「首都圏の暮らしと活力をささえる、快適で美しい海岸」を次世代に継承していくことを、海岸保全の基本理念としている。

このうち、東京都区間では、「安全な暮らしと心の豊かさを提供する海岸の創造」を基本方針とし、防護・環境・利用が調和した海岸保全を目指していく。

沿岸部の区域では、海岸保全施設によって防護している人命や財産が非常に大きく、かつ、広範囲なものであるため、人命や財産の「防護」を第一とし、浸水被害から都民を守り、安全で安心な暮らしを提供できる海岸づくりを行う。

環境面では、次世代によりよい自然環境を引き継ぐために、生物の生息環境の保全・再生や、景観への配慮などにより、自然と共生したみどり豊かで潤いのある海岸を創造していく。

利用面では、日常生活や余暇において、海岸に接しやすいという特性を最大限に生かして、レクリエーションの場の質の向上や、水際の周辺景観などに配慮し、憩える快適な親水空間を創出するとともに運河利用の活性化を図っていく。



## 5-2 基本方針

### 5-2-1 海岸の防護に関する事項

**基本方針1：浸水被害から都民を守り、  
安全で安心な暮らしを提供する**

#### 【目標】

##### (1) 整備方針

水害から都民の生命・財産、首都東京の中核機能を確実に守るため、想定される災害に対して海岸を防護する。

- ①最大級の地震が発生した場合においても、津波による浸水を防ぐよう、耐震対策を実施する。
- ②万が一、地震により防潮堤等が損傷し、その機能が復旧する前に高潮が発生する場合も想定し、水門・排水機場の電気機械設備が浸水しないよう、耐水対策を実施する。
- ③防潮堤等は、伊勢湾台風級の台風を想定した高潮高に対して整備する。

##### (2) 新たな海岸保全区域の指定と海岸保全施設の整備

臨海部の都市化の進展等に伴い、防護が必要となる海岸については、新たに海岸保全区域に指定し防潮堤等の整備を行い、安全性の向上を図る。

また、老朽化が著しい護岸等についても必要に応じて、国土保全の観点から、新たに海岸保全区域に指定し、海岸保全施設を整備していく。

##### (3) 海岸保全施設の維持管理

既存の海岸保全施設は、日常の保守点検により、施設機能の低下や機能障害が生じないように、適切に維持管理するとともに、予防保全型の管理手法により施設の長寿命化を図る。

##### (4) 温暖化への対応

地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化による影響に備え、潮位観測等を継続的に実施し、国や沿岸自治体と連携して、必要に応じて防護水準に加味していく。

##### (5) ソフト面の対応

住民への積極的な情報提供を行うことにより、地震・津波・高潮に対する住民の危機意識の向上を図る。

**基本方針2：自然と共生したみどり豊で**

**うるおいのある海岸を創造する**

**【目標】**

**(1) 生物の生息環境の保全・再生**

東京の海岸は東京湾の生態系の環のひとつであることから、既存の海浜・浅場を活用し、多様な生物生息環境のネットワークを形成することを目指す。防潮堤や内部護岸などの整備の際には、水生生物に配慮した護岸構造とするなど、可能な限り生物の生息環境の保全に努める。

**(2) 水際線緑地の拡充**

景観の向上や自然環境の再生を図るため、水際線における緑地の拡充を推進する。

また、海上公園など既存の緑とのネットワーク化に配慮し、水と緑が連続する魅力的な水辺空間を創出するよう努める。

**基本方針3：憩える快適な親水空間を**

**創出するとともに運河利用の活性化を図る**

**【目標】**

**(1) 憩える快適な親水空間の創造**

誰もが利用しやすい水辺となるよう、可能な限り防潮堤や内部護岸等の上部を遊歩道として整備していく。整備にあたっては、地元区や地元住民の協力を得て、ユニバーサルデザイン化の推進やパブリックアクセスの充実に努め、快適な親水空間を創造し、人々に開放していく。これにより、水際が広く都民の潤いと安らぎの場として活用されることを目指す。

**(2) 親水空間ネットワークの形成**

橋梁などによる遊歩道の分断を解消することにより、水際の連続化を図る。また、海岸保全施設に隣接する海上公園等との連続性にも配慮し、快適な親水空間を創出するとともに、避難経路としての活用も検討していく。

**(3) 背後地との一体的な利用や運河利用の促進**

公園、広場、商業施設など東京港の多彩な水際を活かし、背後のまちと一体となった、潤い・賑いのある魅力的な水辺空間を創出する。

また、これまでの運河ルネサンスの取組を引き続き推進するとともに、新たな運河の活用策等も検討し、内部護岸等の整備の際には配慮していく。

さらに、災害時にも運河を活用できるよう、内部護岸における小型船の係留機能の確保を検討する。

海岸保全のために設けられた制限行為等を、利用者にわかりやすく表示するよう配慮し、円滑な運河利用の妨げとなる不法係留等に対する指導を行う。

**基本方針4：地元区、地域住民、NPOなど、**

**地域レベルの連携を図る**

**【目標】**

**(1) 住民・NPOなどとの連携**

よりよい海岸づくりを行っていくため、住民や地元区とともに海岸の防護・環境・利用に関する情報や意見の交換を行い、共通の認識の基に互いに連携・協力して、事業を進めていく。

**(2) 海岸の管理における連携**

遊歩道の開放・利用に伴う美化清掃などの日常管理については、地元区と協力して、住民参加など地域と一体となった海岸管理に努めていく。

また、これらの活動を通じ、海岸愛護の思想の普及を図っていくとともに、ごみ投棄などによる環境の悪化を招かないよう、意識の向上を図っていく。

**(3) 事業者との連携**

水際背後において再開発事業等まちづくり事業が実施される際には、民間等事業者の連携・協力を得て、まちづくりに合わせた護岸整備等の促進を図る。

**(4) 事業の必要性のPR**

インターネットの活用など、海岸事業の重要性について積極的なPRを行い、広く関連行政機関、事業者、住民などの理解を得ることにより、海岸事業への協力や連携を図っていく。

**(5) 他の施策との連携**

海域の水質改善や海岸へのアクセス確保など、海岸事業だけでは解決できない問題もある。これらについては、関連計画などと整合を図り、相互の一層の連携を図っていく。